

## 八尾市人権尊重の社会づくり審議会について（案）

### 背 景

本市では、2001年に「八尾市人権尊重の社会づくり条例」を制定するとともに、2006年に策定した「八尾市人権教育・啓発プラン」に基づき、人権が尊重され、共に認め合い、幸せに暮らせる社会づくりに取り組んできました。

また、同条例に基づき「八尾市人権尊重の社会づくり審議会」を設置し、本プランの進捗管理をはじめとして様々な人権課題への取り組みに対する審議をいただき、施策への反映に努めてまいりました。

一方国においては、2016年より、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法（差別解消3法）が施行されるなど、人権課題に対する法的な位置づけが明確となるとともに、新たな人権課題についても検討が進められております。

さらに、八尾市人権尊重の社会づくり審議会においても、このような状況を受けて、個別課題への議論を深めていく必要性について意見をいただいております。

### 今後の方向性

このような状況を受けて、審議会の議論をより深めていくことができるよう、専門部会を設置するものとします。

なお、専門部会で議論いただく内容、運営方法等については、翌年度に設置を行うべく検討を進めてまいりたいと考えております。